

海南省重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例（平成17年海南省条例第104号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	海南省
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	海南省重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例（平成17年海南省条例第104号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		海南省行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年海南省条例第30号）別表第1 4の項 海南省重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例（平成17年海南省条例第104号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第1条	海南省重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の（福祉の増進を図る）とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、（重度心身障害者等）に対し医療費を助成することにより、その者の（保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ること）を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例（平成17年海南市条例第104号）、海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年海南市規則第87号）
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療費の受給資格の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ロ	海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則第4条及び第5条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ハ	海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則第5条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ト	海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例第2条第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
---------------	---	---

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号f	海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例第2条第4号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号r	海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例第2条第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例第8条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号r	海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例第8条第1項、海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則第8条第1項、様式第4号
-------	---------------------	---

②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	重度心身障害者等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月18日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	24
保護評価書の名称	海南市重度心身障害者医療費助成に関する事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E6%B5%B7%E5%8D%97%E5%B8%82&v_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E5%BF%83%E8%BA%AB&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=2&opn_date_from_month=2&opn_date_from_day=8&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=5&opn_date_to_day=8&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2